

出雲市教職員多忙化解消プラン  
(出雲市業務量管理・健康確保措置実施計画)

子どもたちと充実した毎日を過ごすために  
～ ワーク・ライフ・バランスの実現 ～

平成30年(2018)3月27日

令和4年(2022)3月改訂

令和7年(2025)12月改訂

出雲市教育委員会

## 目 次

1. 改訂の趣旨	4
2. これまでのプランの評価	5
3. プランの概要	10
4. 教育委員会で取り組むこと	12
5. 学校で取り組むこと	14
6. 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	18
7. プラン実行のPDCAサイクル	19
参考 市内の全ての中学校が取り組む事項（部活動）	22

**本プランでは、原則として「教職員」の用語を用います。**

教職員 出雲市立小学校並びに中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、県費負担の職員をいう。

## 教職員の皆さんへ

子どもたちは、日々身近に接する教職員の皆さんの影響を大きく受けて成長しています。

子どもたちが、豊かな心と健やかな体を持ち、生きる力をつけていくためには、教職員の皆さんが心身とともに健康でいきいきとした姿で子どもたちと向き合う時間の確保・向き合い方の質の向上など教育の質を高める必要があります。

そのためには、教職員の皆さんのワーク・ライフ・バランスを実現することが大切です。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」の両方を充実させる働き方・生き方を実践することで、仕事がうまくいくとともに私生活でも心のゆとりを持つことができ、また、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスも上がるという好循環をもたらすことができます。

しかしながら、目まぐるしく学校を取り巻く環境が変化するなか、学校に求められる業務が拡大しています。その内容も複雑化・多様化する中で業務に追われ、その結果、長時間勤務となっている実態が明らかになっています。

これまで学校や教育委員会で様々な多忙化解消に向けて取り組んできましたが、長時間勤務の抜本的な改善には至っておらず、引き続き取組が必要です。

子どもたちの生きる力を育成していくために、教職員の皆さんのワーク・ライフ・バランスの充実を図ることをめざし、学校と教育委員会そして保護者や地域が連携し、多忙化解消に取り組んでいきましょう。

## 保護者・地域の皆さんへ

教育委員会では、教育の質の向上のため、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが大切であると考えています。しかし、学校を取り巻く環境は、大きく変化するなか、学校に求められる業務が拡大しています。その内容も複雑化・多様化しており教職員の長時間にわたる勤務が見過ごせない状況となっています。

教職員が心身ともに健康で、より質の高い教育活動を行うには、学校における働き方改革が必要です。

保護者・地域の皆さんには、多忙化解消に向けた取組をご理解のうえ、何卒、ご協力いただきますようお願いいたします。

令和7年(2025)12月

出雲市教育委員会 教育長 杉谷 学

## 1. 改訂の趣旨

社会の急激な変化が進む中で、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。

国では、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における「働き方改革」を進めてきています。今般、働き方改革の更なる推進に向けて、法改正が行われ、各教育委員会において「[業務量管理・健康確保措置実施計画](#)」を定めることが義務化されました。

業務量管理・健康確保措置実施計画 教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画

本市においても、積極的に教職員の多忙化の解消を図り、実効性のある業務改善を行うことで、教職員が健康的で豊かな生活を送ることができ、また、そのことが教育の質的向上につながるよう、平成30年(2018)3月に策定し、令和4年(2022)3月に改訂した「出雲市教職員多忙化解消プラン」(以下「プラン」という。)により取組を進めてきました。

これまでのプランでは、「業務改善」、「意識改革」、「部活動の見直し」の3つの柱を軸に多忙化の解消を図り、各学校の教職員の[時間外在校等時間](#)を「月45時間以内、年間360時間以内に削減する」という目標を設定しました。

時間外在校等時間 教職員が校内に在籍している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握したうえで合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

プラン策定から7年半余りが経過しました。これまで学校や教育委員会のさまざまな取組により、時間外在校等時間も減少傾向にあり、一定の効果が表れています。

しかしながら、目標は達成されていない状況にあります。今回、更なる働き方改革の推進に向けて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、新たに目標を設定し直し、教職員が子どもたちと充実した毎日を過ごすために、「出雲市教職員多忙化解消プラン」の改訂を行うものです。

## 2. これまでのプランの評価

これまで、プランに基づき各学校で多忙化解消に向け様々な取組が行われており、次のとおり、学校の取組等を評価しています。

### ○出退勤管理システムによる勤務状況 ※管理職含む

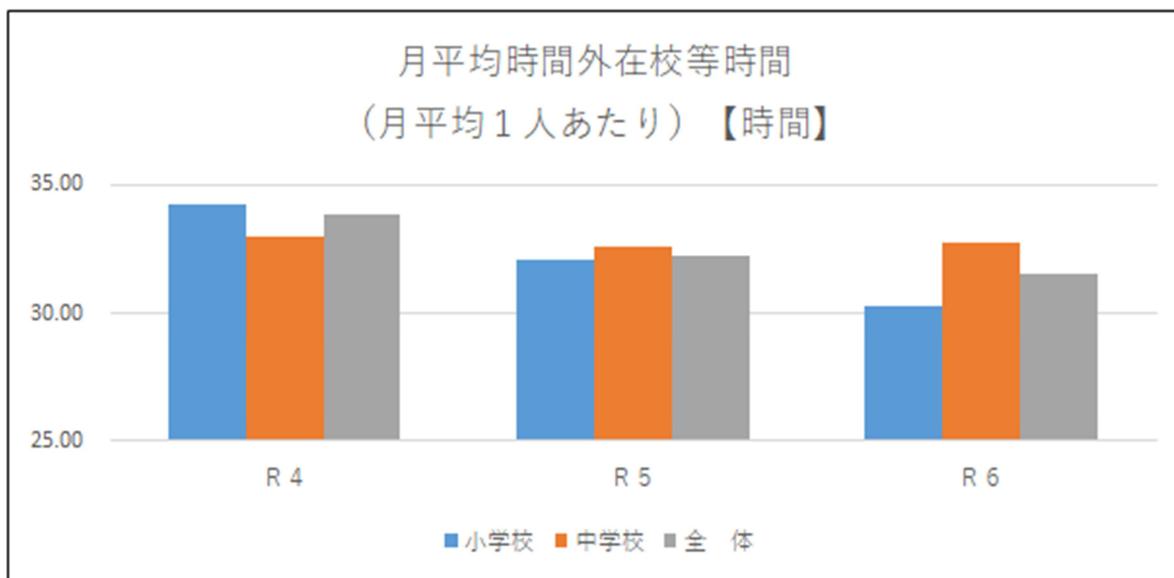
平成30年(2018)9月に出退勤管理システムを導入しました。

時間外在校等時間は、これまでの多忙化解消に向けた取組により年々、減少傾向にあります。令和6年度(2024)においても依然として、目標を達成できていない状況となっています。

時間外在校等時間の割合をみると小・中学校とも50%程度の教職員は、1人あたり月平均時間外在校等時間が30時間以下となっています。しかし、小学校で0.9%、中学校で4.6%の教職員が健康被害の発生するリスクが高くなる80時間を超える状況となっており、教職員間で業務量に大きな偏りがある状況となっています。業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等、教職員間の業務負担の平準化を図る必要があります。

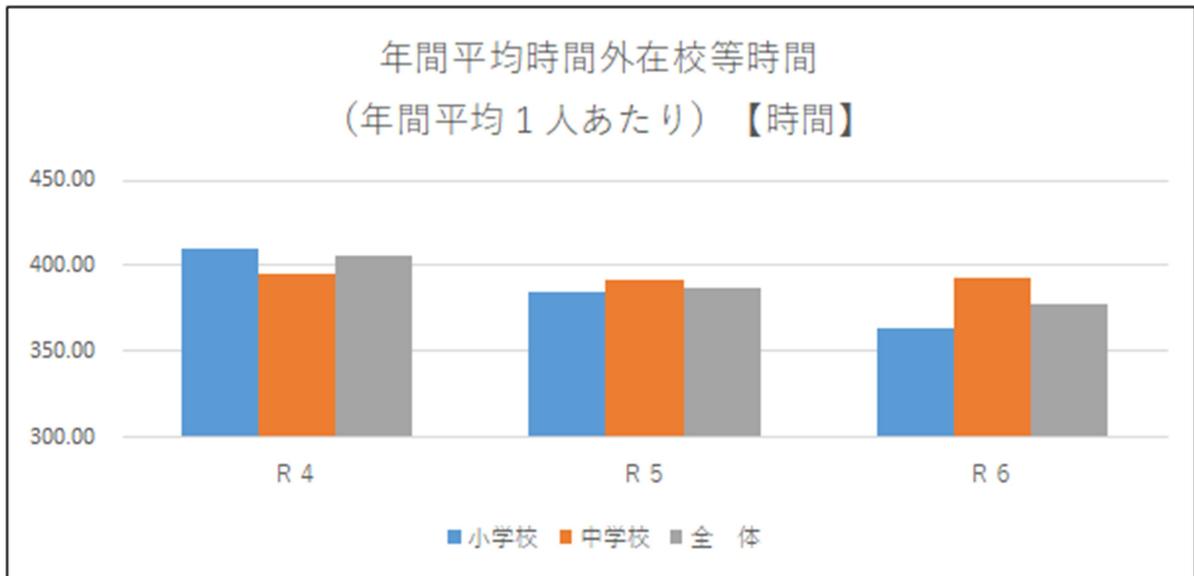
#### (1) 月平均時間外在校等時間 (月平均1人あたり)

区分	R 4	R 5	R 6
小学校	34時間 12分	32時間 00分	30時間 14分
中学校	32時間 55分	32時間 35分	32時間 42分
全体	33時間 48分	32時間 11分	31時間 28分



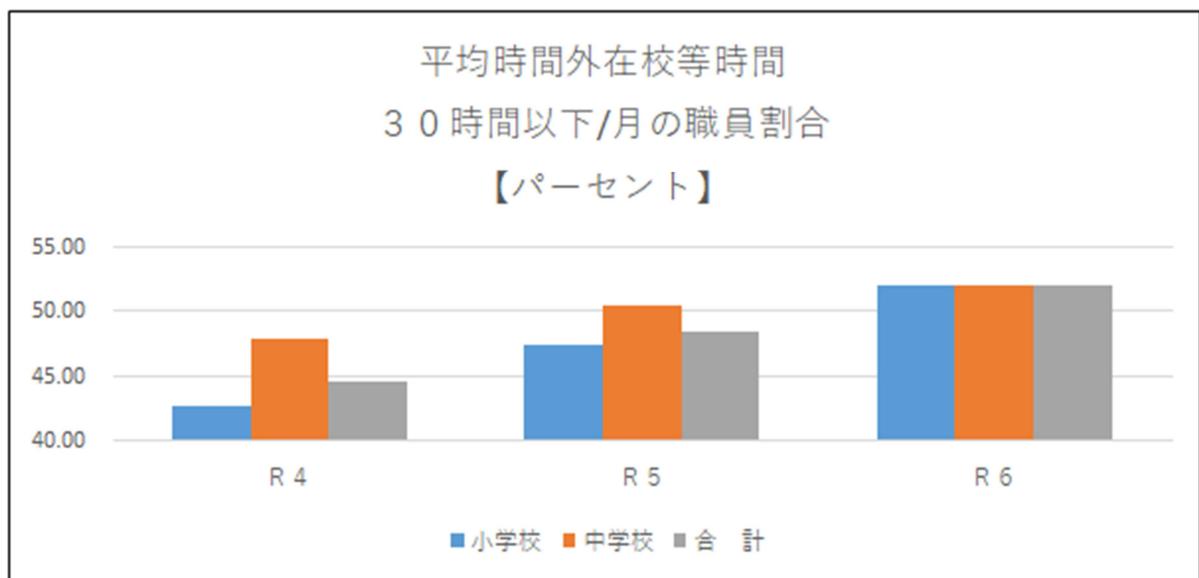
(2) 年間平均時間外在校等時間

区 分	R 4	R 5	R 6
小学校	410 時間 24 分	384 時間 07 分	362 時間 56 分
中学校	395 時間 10 分	391 時間 07 分	392 時間 28 分
全 体	405 時間 39 分	386 時間 18 分	377 時間 42 分



(3) 1 人あたりの平均時間外の在校時間 30 時間以下 / 月の職員割合

区分	R 4	R 5	R 6
小学校	42.73%	47.24%	51.92%
中学校	47.70%	50.35%	51.95%
合 計	44.55%	48.38%	51.94%



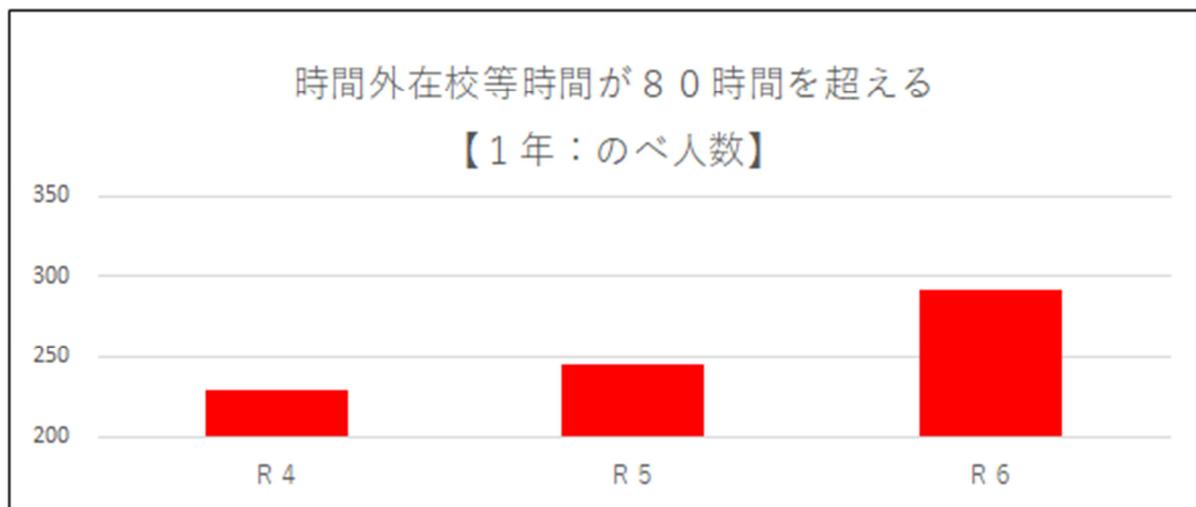
(4) 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合

年度	R 4	R 5	R 6
時間外在校等時間が 4 5 時間以下 (割合)	71.1%	73.8%	75.9%

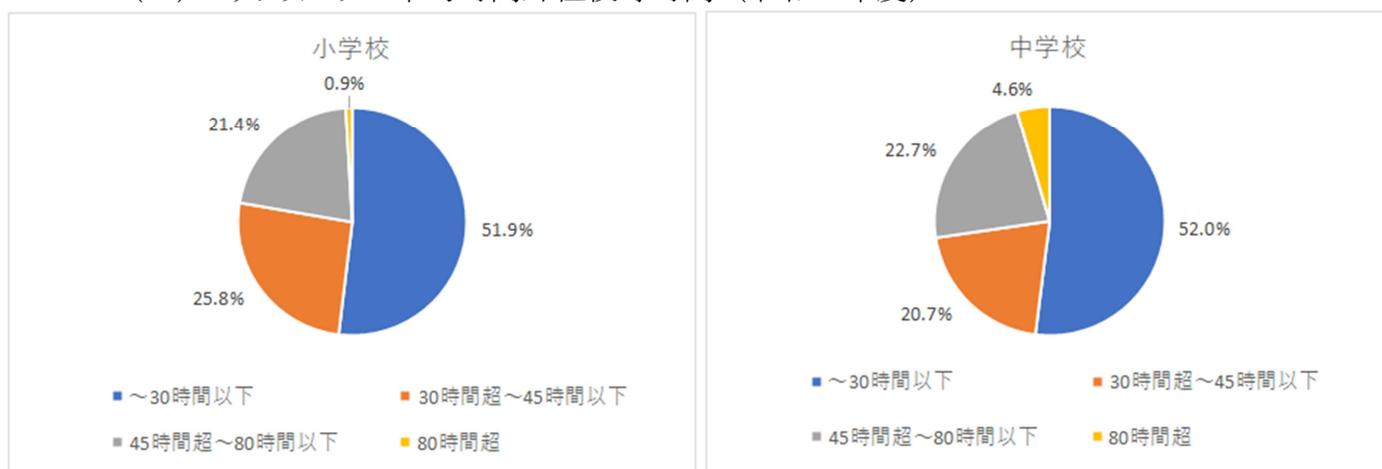


(5) 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超える教職員

年度	R 4	R 5	R 6
時間外在校等時間が 8 0 時間を超える (のべ人数)	228 人	244 人	291 人



(6) 1人あたりの平均時間外在校等時間（令和6年度）



○3つの柱の取組評価

本プランでは、目標を達成するため、「業務改善」、「意識改革」、「部活動の見直し」の3つの柱を定め取り組んできました。これまで、行事や会議の見直しによる業務改善、教職員の勤務時間に対する意識改革等、学校での働き方改革への意識が向上しています。

区 分	業務改善(R6)		意識改革(R6)		部活動の見直し(R6)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校 ※	中学校
達成できた	5校	2校	5校	0校	2校	1校
ある程度達成できた	24校	11校	23校	13校	11校	11校
あまり達成できなかった	0校	1校	1校	1校	2校	2校
達成できなかった	0校	0校	0校	0校	0校	0校
どちらとも言えない	0校	1校	0校	1校	0校	0校
部活動がない	-	-	-	-	15校	1校

※課外活動

## ○多忙化解消 実践事例

プランに基づき、各学校で実践してきた取組事例は、次のとおりです。  
他の学校の良い事例を参考に取組を進めていきましょう。

項目	実践事例
会議等の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議のペーパーレス化（パソコン画面を見ながらの職員会議）</li> <li>・議題の精選による会議時間の削減</li> <li>・ノー会議デーを設定</li> </ul>
教育活動の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で高学年の教科担当制を導入</li> <li>・スクール・サポート・スタッフの活用</li> <li>・緊急校務支援員の活用</li> <li>・学校行事の見直し</li> <li>・評価二期制を導入</li> <li>・家庭訪問を学校での保護者面談に切替</li> <li>・通知表の所見欄をやめ、個人面談に替えた。（1・2学期のみ）</li> </ul>
業務の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員間ツールとして、デスクネットやタブレット（teams）を活用し、業務の効率化を図った。</li> <li>・電話対応を朝8時から18時までとし、周知した。</li> <li>・欠席連絡システムの活用</li> <li>・学期末に事務処理日を設定し、放課後の作業時間を確保した。</li> <li>・初動メモを活用し、問題発生時に迅速かつ組織的に対応</li> <li>・健康観察の記入を、指導者用タブレットによる入力に変更</li> <li>・保護者への文書配布や募集をメール添付・アンケート返信にした。</li> </ul>
職員の 意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出退勤管理システムにより、毎週・毎月の時間外勤務実績を各自で確認し、意識付けを行った。</li> <li>・計画的な年次休暇の取得を声掛けした。</li> <li>・働き方改革検討チームを立ち上げ、協議した。</li> </ul>
部活動の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出雲市の部活動ガイドライン」に基づいて活動</li> <li>・部活動指導員、地域指導者の活用</li> <li>・テスト前部活動休止期間の見直し、テスト日の部活動休止</li> <li>・複数職員で指導監督に当たれるように校内体制を組んだ。</li> <li>・定期的に顧問が集まり、活動状況の共有し、課題解決に向け協議</li> </ul>
生活時程の 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活時程の見直し</li> <li>・週時数を全学年1時間削減した。</li> </ul>
P T A活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P T A活動の大幅削減（レクリエーションや講演会などの企画を廃止し、学校行事参画活動に変更した。交通安全立ち番の協力要請、挨拶運動への参加、夜の地域パトロールの廃止）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のメンタルヘルスを向上していくために、傾聴と対話、風通しの良い雰囲気づくりを行った。</li> </ul>

### 3. プランの概要

これまでのプランに基づいた取組で、一定の効果はあったものの、目標は達成できていません。

今回の改訂では、これまでの体系を継承しながら、新たな取組を盛り込み、文部科学省の基準に従い目標を設定し直し、多忙化解消を更に推進していきます。

目標を達成するためには、標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直し等これまで以上の取組が必要と考えています。

これらの課題を解決するため、次のとおり取組を実施していきます。



#### (1) 期間

令和4年度(2022)～令和11年度(2029)

#### (2) 目的

##### ◎出雲市に勤務する教職員のワーク・ライフ・バランスの実現

○子どもたちへのより良い教育実現のため、教職員が子どもたちへ向き合う時間の確保

○子どもたちが、豊かな心と健やかな体を持ち、子どもたちの生きる力を育成

#### (3) 目標

##### ①時間外在校等時間に関する目標

##### 目標1

1箇月時間外在校等時間45時間以下/月の教職員割合

⇒早期に100%

現状 令和6年度(2024) 75.9%

##### 目標2

1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間

⇒令和11年度までに30時間未満

現状 令和6年度(2024) 31時間28分

### 目標 3

教職員個人の1年間時間外在校等時間360時間を超える教職員人数

⇒令和11年度までにゼロ

現状 令和6年度(2024) のべ548人

参考：377時間42分(全体平均時間)

### 目標 4

1箇月時間外在校等時間80時間を超える教職員人数

⇒早期にゼロ

現状 令和6年度(2024) のべ291人

## ②ワーク・ライフ・バランスに関する目標

### 目標 5

ストレスチェックにおける高ストレス者の教職員割合

⇒早期に5%未満

現状 令和6年度(2024) 7.5%

### 目標 6

年時有給休暇の取得日数5日以上の教職員割合

⇒早期に100%

現状 令和6年(2024) 未取得者あり

## 4. 教育委員会で取り組むこと

教育委員会では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、学校における課題を把握し、解決に向けた取組を実施していきます。

また、学校の働き方改革をより一層推進するため、保護者・地域の皆さんに情報を発信していきます。

### (1) 重点的に取り組むこと

教員以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくため、支援スタッフ（教職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）を適切に配置します。

支援スタッフの例 スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員（委託）  
日本語指導員、日本語指導補助員、通訳・翻訳支援員  
外国語指導助手（ALT）、英語指導助手（AET）  
学校司書（学びのサポーター）、学校司書（読書ヘルパー）  
特別支援教育補助者、特別支援介助者、部活動指導員  
部活動地域指導者、学校校務員 など

### (2) 取り組むこと

<b>管理職の研修</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職の研修の実施 管理職に対して「働き方マネジメント」に関する研修を実施します。</li> </ul>
<b>職員の増員</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員定数改善を国・県に要望</li> <li>○教職員以外の支援スタッフ増員、確保</li> <li>○部活動指導員・地域指導者の確保 顧問等の負担を軽減するため、地域の人材を確保していきます。</li> <li>○ICT支援員の配置 GIGAスクールを推進するため、ICT支援員を配置します。</li> </ul>
<b>業務改善に向けた支援</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食費の公会計化</li> <li>○調査物・報告物の廃止・簡素化</li> <li>○校務支援システムの機能改善</li> <li>○学校配布物の精選、削減</li> <li>○高速印刷機器の活用</li> </ul>

	<p>資料作成などに高速印刷機を活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会計管理のキャッシュレス化の推進 ネットバンキング活用による業務負担軽減を図ります。</li> <li>○さくら連絡網を活用した業務改善 出欠メールの活用等、業務改善の推進を図ります。</li> <li>○研修会や会議、学校訪問等の精選、見直し</li> <li>○学校への連絡時間の徹底</li> <li>○学校2期制導入に向けた環境整備</li> </ul>
<p><b>休暇取得・定時退庁促進に向けた取組</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季休業期間における学校閉庁日の設定 毎年度、次の期間（8月10日～8月18日）を学校閉庁日（夏季休業期間の日直を置かない日）とします。</li> <li>○留守番電話の設置</li> <li>○勤務時間外の電話対応時間の統一 18時から翌朝8時までを音声ガイダンスに切り替える対応に統一します。</li> <li>○ICカードシステムによる出退勤管理 リアルタイムで出退勤情報を各学校に提供し教職員の勤務実態を把握します。</li> </ul>
<p><b>部活動に対する取組</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市内の全ての中学校が取り組む事項」及び「部活動に関するガイドライン」の遵守の徹底</li> <li>○休日の部活動の段階的な地域展開 休日の部活動を段階的に地域展開するとしていることから、部活動指導員や地域指導者の人材確保を図っていきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員及び各競技連盟、文化芸術団体等への依頼</li> <li>・部活動指導員の人材バンク設置</li> <li>・地域学校運営理事会、コミセン等との情報共有・要請</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>保護者・地域の皆さんへの周知・協力要請に向けた取組</b></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報による学校の働き方改革の普及啓発 広報誌や市ホームページなどを通じ保護者・地域の皆さまに働き方改革に向けた取組の理解・協力を得ます。</li> </ul>

## 5. 学校で取り組むこと

学校において、児童生徒によりよい教育を行うためにも、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることが必要です。

そのため、管理職は、教職員の勤務状況等を把握し、教職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力を育むうえで、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントを実施します。

学校の教職員全員が一丸となって、「チーム学校」の考え方の下に教職員一人一人が働きやすい職場環境を構築します。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組みます。

### (1) 重点的に取り組むこと

#### 教育課程の見直し

各学校において学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回り編成されることがないように年間総授業時数や週当たり授業時数を、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科である道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

- (1) この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- (2) 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- (3) 第50条第2項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2から別表第2の3まで及び別表第4の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科である道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

- (1) この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- (2) 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

(2) 取り組むこと

管理職によるマネジメント	
	<p>管理職は、「働き方マネジメント」に関する研修を受講し、適切な組織マネジメントにより、教職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の在校等時間の管理を定期的に行います。</li> <li>○上限時間の範囲を超えた教職員に面談等を行います。</li> <li>○教職員の勤務状況を改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施します。</li> </ul>
業務改善の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議の見直し</li> <li>○校務分掌の見直し、事務支援グループとの連携強化</li> <li>○校務支援システム及びタブレット型パソコンのアンケート機能の有効利用</li> <li>○教職員間の協力・連携、相談体制の充実</li> <li>○学期の区分、評価の回数について効果的なものを検討し、導入します。</li> <li>○夏休みを短縮することで、1日の授業時間数を減らし、放課後の時間確保を図ります。</li> </ul> <p>(例) 1日の授業時間数を週に2回 5時間とする。</p>

	<p>○生活時程の見直し 下校時刻を早めることで放課後の時間を確保します。 (例) 休み時間を短縮する。清掃、終礼を実施しない日を設ける。</p> <p>○学校行事の見直し 行事の目的、教育的意義を再考し、廃止または縮小します。 特定の行事について、全校で統一した基準で実施します。 (例) 運動会は市内全ての学校において半日単位で実施</p> <p><b>①小学校</b></p> <p>○教科担当制の導入 高学年を対象に教科担当制により持ち授業時数の軽減を図ります。 《高学年の担任1人あたり 1～2コマ/週 空きの確保》 (例) 専科教員が授業を担ったり、学年間で受け持ち教科を交換したりし、担任の担当教科数を減らす。</p> <p>○モジュール学習の活用 モジュール学習の時間を授業としてカウントし、授業時数を確保します。 (例) モジュール学習を授業時間に設定し、英語の授業やデジタルドリルを使った授業を行う。</p> <p><b>②中学校</b></p> <p>○定期テストの実施方法の見直し</p>
意識改革の取組	
	<p>○勤務時間に対する意識変容</p> <p>○休暇の取得促進</p> <p>○改善改革の意識醸成</p> <p>○定時退庁日の設定、ノー残業デイ・ファミリーデイ等の導入促進</p> <p>○「イクボス宣言」推奨 管理職がワーク・ライフ・バランスの実現を宣言することで、働き方改革の機運の醸成を促します。 ※イクボスとは、部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを考慮して、その人のキャリアと人生を応援する上司 (例) 取組内容を宣言書で教職員等に公表する。</p>
部活動での取組	
	<p>○「部活動に関するガイドライン」(18ページ参照)の遵守</p> <p>○部活動数の精選</p> <p>○顧問の複数配置による連携体制づくり</p> <p>○練習の効率化</p> <p>○部活動指導員制度の積極的活用</p> <p>○定期テスト終了日の部活動休止</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数部活動による合同トレーニングの実施</li> <li>○各学校や中体連各専門部での連盟大会等への参加の検討</li> <li>○管理職による練習計画の点検及び公開</li> <li>○参加大会の精選</li> <li>○部活動ガイドラインを遵守した完全下校時刻の設定</li> </ul>
<p>保護者・地域の皆さんへの周知・協力要請に向けた取組</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報による学校の働き方改革の普及啓発        広報誌やホームページ、授業公開や地域学校運営理事会などを通じ保護者・地域の皆さまに働き方改革に向けた取組の理解・協力を得ます。</li> </ul>

## 6. 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校と教師の業務の3分類 教師の負担軽減により、教師が教師でなければならない業務に専念できるように、文部科学省が定めている業務の3分類。「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」に分類され、これらを踏まえ、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定します。

教育委員会と学校が協働して「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを行います。

### (1) 教育委員会が取り組むこと

#### ①学校給食費の徴収・管理（公会計化等）

学校給食費について、徴収や管理の公会計化を引き続き実施します。

#### ②調査・統計等への回答

校務支援システムの回覧機能や電子申請等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

#### ③学校のウェブサイトの作成・管理

CMSを用いたホームページ作成システムで作成・管理し、負担の軽減を図ります。

#### ④ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

民間事業者への委託により日常的な保守・管理を行い、負担の軽減を図ります。

### (2) 学校が取り組むこと

#### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者や地域と連携した登下校時の通学路における日常的な見守りを実施します。

### (3) 教育委員会・学校双方が取り組むこと

#### ①地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、関係者間の連絡調整等を地域学校協働活動推進員が行います。

#### ②部活動

平日の部活動については、部活動に関するガイドラインにより活動時間等の適正化を図ります。

部活動指導員や地域指導者の配置拡充を推進します。

休日の部活動の地域展開を推進します。

#### ③授業準備や成績処理

授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置します。

中学校において、自動採点ソフトを活用することにより、採点作業に係る事務負担を軽減します。

#### ④支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加等、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

## 7. プラン実行のPDCAサイクル

### 計画の点検・評価

プランの各施策を効果的かつ効率的に実施し、目標の達成状況を客観的に点検したうえで、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を確立し、十分に機能させる必要があります。

#### (1) 多忙化解消計画の作成・提出

学校は、在校時間を削減するために、教育委員会が推奨する取組や実践事例をもとに、各校で実践可能な多忙化解消の年間計画を作成し、毎年度6月末を目途に教育委員会に報告する。

#### (2) 多忙化解消計画の実施、取組結果（進捗）報告

各校は作成した多忙化解消年間計画を実行し、毎年度、教育委員会に翌年6月末までに、その実施状況を報告する。また、年間の職員一人当たりの月別時間外在校等時間を、教育委員会に翌年4月下旬までに報告する。

教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、時間外在校等時間の状況等取組結果を把握し、毎年度、市のホームページ等で公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

#### (3) プランの検証・結果公表

教育委員会は、本プランの計画期間の各校の取組結果及び効果を検証し、その検証結果について、翌年度、校長会を通じ報告する。

#### (4) 地域学校運営理事会での学校運営に関する基本的な方針の承認

学校運営に関する基本的な方針に業務量管理・健康確保措置実施計画の内容を含め、地域学校運営理事会での承認を得る。

#### (5) その他

教育委員会は、今後国や県の働き方改革の動向等を踏まえ、新たな取組の追加や見直しを行う。

**【令和8年度】**

4月～3月	
学校	学校長会での改訂プランの説明（4月） 年間計画の作成（～6月） 地域学校運営理事会での学校運営に関する基本的な方針の承認 <span style="float: right;">（～6月）</span> プランの実績報告（～6月） 計画の実行 前年度時間外在校等時間勤務報告（～4月） 
教育委員会	プランの検証・結果 校長会に報告（8月） 総合教育会議へ報告 教育委員会の取組の実行 国県の動向把握 



**【令和9年度～令和10年度】**

4月～3月	
学校	年間計画の作成（～6月） 地域学校運営理事会での学校運営に関する基本的な方針の承認 <span style="float: right;">（～6月）</span> プランの実績の報告（～6月） 計画の実行 前年度時間外在校等時間勤務報告（～4月） 
教育委員会	プランの検証・結果 校長会に報告（8月） 総合教育会議へ報告 教育委員会の取組の実行 国県の動向把握 



【令和11年度】

	4月～3月	翌年度
学校	年間計画の作成（～6月） 地域学校運営理事会での学校運営に関する基本的な方針の承認（～6月） プランの実績の報告（～6月） 計画の実行 前年度時間外在校等時間勤務報告（～4月） 	時間外在校等時間勤務報告 （4月）
教育委員会	プランの検証・結果 校長会に報告（8月） 総合教育会議へ報告 教育委員会の取組の実行 国県の動向把握 プランの見直し（7月～3月） 	校長会にプランの検証結果報告 （8月）

## 参考 市内の全ての中学校が取り組む事項（部活動）

### 市内の全ての中学校が取り組む事項（部活動）

#### （休養日の設定）

- ・基本的に1週間のうちに、平日は1日以上休養日を設定し、土・日曜日のどちらかにも休養日を設定する。
- ・夏季休業期間の日直を置かない日（8/10～8/18）は休養日とする。
- ・毎月第3日曜日は、「家庭の日」として、休養日とする。
- ・大会参加等でやむを得ず休養日を設定できない場合は、他の日に振り替えて必ず休養日を確保する。

#### （活動時間の設定）

- ・平日は2時間（準備・片付け含め2時間30分）とし、土日・祝日や長期休業中は3時間（準備・片付けを含め3時間30分）とする。
- ・朝練習は実施しない（特段の必要がある場合を除く）